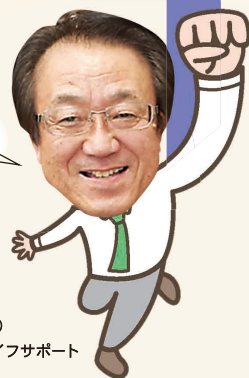


生活

生活に
何かと役立つ
連載コラム

Vol. 174

知恵袋



今月も
つぶやき
ます!

つぶやき
がんちゃん

齋藤 廣勝

(さいとう ひろかつ)

株式会社トータルライフサポート
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー
- ・金融広報アドバイザー

人的リスクと保険の利用(死亡編)

今月の
テーマ

7月15日の秋田豪雨災害の後、リスクに対する考え方と対策について考察してきたが、皆さんも少しは考えていただいたであろうか…。私の所にも、火災保険をはじめとした保険の見直し相談が後を絶たない状態で、災害等のリスクに対し、多くの方が考え始めたような気はしているが…。

人はとかく、時間の経過と共に忘れがちなものであるが、様々な備えに対する対策が「喉元過ぎれば熱さを忘れる」になっていないだろうか? 平穏な生活が続くと、潜在するリスクに対する注意が散漫になってしまうものだ。何を隠そう、偉そうに言っている私自身も時々失態をしてしまう。恥ずかしくて言えないが…。分かっていたはずなのに…。ことが起きてもそのリスクの強度(経済的損失の規模)が小さく、自身の経済力で許容出来れば問題はないのだが、7月豪雨での災害のリスク強度は多くの世帯で許容の範囲を超えていた。新築引渡しの直後に浸水し、火災保険の水害補償が担保されていないなかったり、十分ではな

かったりしたケースが実に多かったようなのである。そうなってしまうと、後悔しても後悔しきれないし、今後は対策ではなく、どう対処するかを考えなければならない。損害額の大きな災害ほど、めったに起きないものである。だからこそ、今こそ、想定される損失を回避するためのアクションを起こさなければならない。

先月の物的リスクに続いて、今月は「人的リスク」についての考察であるが、物的リスクや賠償リスクと比較すると、想定しにくいかもしれない。「人的リスク」という言葉自体があまりいい響きではないが、自身を含め家族の病気やケガによる経済的な損失は、リスクと言わざるを得ないのである。

リスクの発生によることの重大さは、起きてから初めて知ることになるが、起きてからでは遅いのは言うまでもない。若くて健康なうちは、そのリスクを実感しにくいかもしれないが、年齢が高くなり健康不安が高まってからの対策では、遅すぎるのである。

そもそも「人的リスク」とは

「人的リスク」は企業などが業務中に発生する労働災害なども含まれるが、ここで取り上げるのは、「一般家庭における、本人や家族が病気やケガ・事故などにより負傷・死亡することで経済的損失を被るリスク」のこととする。前回取り上げた、自動車が高層ビルで水没した際の損失に関しては、車の買換え金額として考えれば比較的理解しやすいが、「人的リスク」となると少しややこしい。病気やケガによる入院や手術の費用負担だけを考えれば比較的分かり易いと言えるが、問題はその後二次的・三次的に発生する様々な経済的損失を考慮しなければいけないことである。将棋の指し手ではないが、その先々に発生する影響を考慮すると、本人だけでなく家族にかかる負担も少なくない。むしろ、家族だからこそ認識できる経済的損失も「人的リスク」として存在する。

「人的リスク」ならではの事情

「物的リスク」の損失がほぼ自分自身に帰属するのに対し、「人的リスク」の場合は少し事情が異なる。社会保険による保障を抜きにしては考えられない。さらに、社会保険は職業によっても違いがあるからややこしい。だとすれば、それぞれの立場における社会保障の違いを理解することから始めなければならない。

保険と暮らしの相談センター

“水災への備えは十分ですか?”

この度の豪雨災害により被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。今回の水害によって、多くの方が建物や自動車に多大な損害を被りました。今後に備えるためにも、現在ご加入中の損害保険の補償内容チェック・見直しが大切です。弊社では、ご加入中の各種保険の無料診断を行っておりますので、お気軽にご相談ください。



お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

● 営業時間 / 9:30~18:00 (土・日・祝日は9:30~17:00)

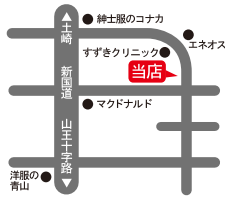
● 定休日 / 水曜日

TEL 018-827-7611

FAX 018-827-7610

URL http://tls-akita.co.jp

詳細は
ホームページでも
ご覧いただけます。



【表1 公的補償制度の概要】

社会保障制度	会社員	自営業者	経営者・役員
健康保険	協会けんぽ 組合けんぽ	国保	協会けんぽ 組合けんぽ
公的年金	厚生年金	国民年金	厚生年金
政府労災	あり	なし 特別加入	なし 特別加入

【表2 公的保障の種類】

社会保障内容	会社員	自営業者	経営者・役員
傷病手当金	あり	なし	あり
遺族年金	遺族基礎年金 遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族基礎年金 遺族厚生年金
障害年金	障害基礎年金 障害厚生年金	障害基礎年金	障害基礎年金 障害厚生年金
休業補償	あり	なし 特別加入	なし 特別加入

表1・2のとおり、それぞれの

職業によって加入する社会保険の制度は異なるし、また、それぞれの制度によって保障内容も給付金額も異なってくる。「人的リスク」に対する備えを保険で準備する場合、まずはそれぞれの公的保障の内容・金額を知らなければならぬ。もし、これらを考慮せずに保険だけで備えようとするとなれば、無駄な保険料を負担することになってしまいかねない。

【「人的リスク」の具体的な種類】

人的リスクは、なかなかその全体像が見えてこない。見えてこない、その対策も取りようが無いわけ、ここで具体的なリスクの態様を考えてみよう。ここでは、経済的損失を主なリスクとして考えることとし、世帯の経済的部分を担う世帯主が死亡した場合と位置づけ、死亡原因による違いと死亡後にどんな影響が家計に起きるかを整理してみる必要がある。世帯それぞれには特殊事情もある訳で、一様に枠にはめる訳には行かないが、世帯主の年齢、家族構成、職業、収入、負債状

況、住居(持家・賃貸)などなど、それぞれに合ったリスクを評価しなければならぬ。

【死亡原因によるリスクの違い】

一概に死亡リスクとは言っても、世帯の状況によって大きく異なる。また、前段で説明したように、死亡の原因によって適用になる公的保障は異なり、受けられる保障金額による家計への影響度が異なってくるため、まずは死亡原因による違いを確認してみよう。

●普通死亡(災害・趣味スポーツ中など)

労災でも交通事故でもなく、日常生活の延長線上に起きる病気やケガによる死亡のことであるが、原因がプライベートであることを考えれば社会的な補償が他よりも少ない分、自身の備えが重要となる。

●仕事での死亡

仕事中(通勤途上を含む)の場合、加入が義務付けられている政府労災があり、また、企業独自の上乘せ補償が契約されているケースが少なくない。ただし、自営業者の場合は政府労災の特別加入をしていなければ、公的な補償も少ないため、自助努力の必要性がより大きい。

●交通事故による死亡

交通事故による場合は、被害者側となった場合は相手側の加入する自賠償保険かつ任意保険とで比較的補償は手厚い。一方、自損・加害者側となった場合は自賠償保険は対象にならないものの、一般的に搭乗者傷害・人身傷害などで補償されるが、この場合、契約

する保険金額の設定が重要となる。

【死亡による家計への影響】

世帯主の死亡による家計への影響は、それぞれの事情で異なることは先にも触れたが、ここでは夫婦・子ども2人(小学生)の4人世帯として考えてみることにする。

【死後整理資金(葬儀費用)】

誰にもいつかは訪れる現実、最期のセレモニーとしての葬祭費用、そして、墓地の購入やお墓の建立などが挙げられる。近年は合葬墓を選択する方も少なくないが、葬祭費用もお墓もお金を掛けようと思えば天井しらずとも言えるし、費用を押しさえよとすれば、こちらも様々な選択肢がある。いつかは訪れることであれば、葬儀の在り方やかかる費用について家族で話し合っておくことが望ましい。終活という言葉が普通に使われるようになり、死と前向きに向き合うようにもなってきたことは、とても大切なことと私も思うところだ。死後整理資金としてどれくらいの費用が掛かるのかを、私なりにまとめてみたので参考にしてほしい。

費目	金額	詳細
葬儀費用	120万円	火葬場使用料、式場使用料など
飲食費用	30万円	
葬儀の返礼品	30万円	香典返し
お布施等	30万円	寺・教会・神社
お墓の購入	150万円	墓地・墓石
仏壇の購入費用	50万円	仏壇・仏具
相続費用	30万円	所有権移転登記・登録免許税・手数料
遺品整理費用	30万円	
合計	470万円	

【遺族の生活費】

経済の柱である世帯主の死亡による家計への影響は、とりわけ大きい。死亡原因によって受けられる保障が違うことは前段でも触れたとおりだが、労災でもなく交通事故でもないプライベートな要因であれば、なおさらのことだ。生命保険にて保障を確保するのであれば、公的な保障を抜きにして考えられないし、まずは遺族年金についての保障額を知る必要があるのだが、これが思いの外、多くの方が理解されていない。公的保障で足りない部分を生命保険で補うことになるのだが、それぞれの世帯において考えられる影響を整理してみよう。

●基本生活費

世帯主死亡後の遺族の生活費は各世帯によって異なるのは勿論だが、世帯主のその後の生活費を控除するという考え方が一般的だ。「基本生活費Ⅱ(これまでの生活費×70%)」と考えて良い。その基本生活費の金額と、遺族年金等の差額が生命保険等で確保すべき金額ということになる。「生命保険での必要保障額Ⅱ(基本生活費Ⅱ-遺族年金等)」

では、具体的な生命保険の種類はどんなものを利用すれば良いのだろうか。終身保険・定期保険・養老保険・収入保障保険など様々なものがあるが、ここでは迷わず「収入保障保険」を活用するのが最も合理的な方法と言える。

【来月号は】

死亡保険が書ききれなかったので、次号へ続く……